



保険料を改定しました

国民健康保険制度は、地域住民の医療を確保する国民皆保険制度の基幹的役割を果たすものです。重要な役目を担うこの制度は、将来にわたり持続可能なものにしなければなりません。このため、平成20年度から据え置いている保険料を27年度から改定することになりました。

保険料改定の趣旨

国民健康保険は、高齢化の進展や高度医療技術の進歩など、さまざまな要因で医療給付費が増加しています。後期高齢者支援金や介護納付金の負担分も増加し、非常に厳しい財政運営を強いられている状況の中、27年度も歳出額のさらなる増加が見込まれています。このため、保険料の改定を行うことになりました。

市では今後、重症化予防など保健事業の推進などの取り組みを行い、安定した国民健康保険事業の運営を図ります。

支援分と介護分の料率を改定 医療分は据え置き

国民健康保険料には、加入者が病気やけがをしたときの医療費に充てられる医療分(医療給付費)に加え、後期高齢者医療制度を社会全体で支える観点から、国民健康保険や全国健康保険協会などの75歳未満の現役世代が負担する支援分(後期高齢者支援金)と、介護保険事業を支えるために40歳から64歳までの加入者が負担する介護分(介護納付金)が含まれます。

国から全国の市町村に割り当てられる支援分と介護分の負担金は、納付された国民健康保険料の中から支払うことになっていますが、近年、負担金が保険料を大きく上回る状況が続き、25年度は約7億3,000万円の不足となりました。このままではさらに不足額が膨らむことも予想されるため、保険料で負担金を賄えるように、支援分と介護分の料率を改定することになりま

した。なお、医療分の料率は据え置きました。

賦課限度額を引き上げ

政令で賦課限度額の法定限度額が定められており、自治体はその範囲内で賦課限度額を定めることができます。27年度は政令が改正され、法定限度額が引き上げられました。

一般的に、賦課限度額を引き上げると、高所得層の保険料の負担が増え、中間所得層の保険料負担が軽くなる効果があります。また、保険料率の上昇を抑え、所得による保険料の負担を公平にします。今回は、医療分、支援分、介護分の賦課限度額を、新たな法定限度額まで引き上げることになりました。

軽減判定所得を見直し

国民健康保険料には、世帯主を含めた加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)が一定の基準以下の場合、保険料の均等割額と平等割額が軽減される制度があります。

国は今回の政令改正で、低所得層の保険料の負担を軽くするために、27年度は「2割軽減」と「5割軽減」の軽減判定所得の基準を緩和し、軽減対象の範囲を拡大しました。

■軽減判定所得の基準の改定

軽減割合	改定前	改定後
7割	33万円以下	同左
5割	33万円+(24万5,000円×加入者数)以下	33万円+(26万円×加入者数)以下
2割	33万円+(45万円×加入者数)以下	33万円+(47万円×加入者数)以下

■国民健康保険料の内訳と改定内容

国民健康保険料	医療給付費分 (医療分) 国民健康保険事業分	改定前		改定後	
		所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
		5.97%	2万7,100円	同左	同左
			2万6,300円		
			賦課限度額 51万円		52万円
	後期高齢者支援金分 (支援分) 後期高齢者医療制度の支援として負担する金額	改定前		改定後	
		所得割率	1.40%	2.16%	
		均等割額	6,200円	8,800円	
		平等割額	6,100円	8,600円	
		賦課限度額	16万円	17万円	
	介護納付金分 (介護分) ※40～64歳の人のみ 介護保険事業として負担する金額	改定前		改定後	
		所得割率	1.30%	2.11%	
		均等割額	1万900円	1万6,600円	
		賦課限度額	14万円	16万円	

今回の料率改定の詳しい説明は、加入世帯の世帯主宛に5月下旬にお知らせする予定です。お問い合わせは、国保年金課 483-1151へ。

今年度は、第六期の計画を立て、定点測定を年2回、詳細測定を年1回、そのほかの公共施設の測定などを実施します。また、放射線測定器の無料貸し出しも行います。(環境保全課)

地区名	地点数	26年7月			27年2月		
		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
勝田台	54	0.05	0.09	0.07	0.04	0.09	0.07
保品 (もえぎ野)	88	0.05	0.13	0.08	0.05	0.12	0.08
小池	71	0.06	0.12	0.08	0.06	0.15	0.09

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が除染に係る基準として定める毎時0.23マイクロシーベルト以上の環境汚染が面的に確認されていた3地区について、時間の経過に伴う除染効果の推移やウエザリング効果の状況を把握するために2回実施しました。結果は次のとおりです。※測定値の単位は、マイクロシーベルト/時

■詳細測定

施設名	平成26年5月		平成26年11月	
	1.0m	0.5m	1.0m	0.5m
睦北保育園	0.09	0.09	0.09	0.09
睦中学校	0.10	0.11	0.10	0.10
むつみ台児童公園	0.09	0.10	0.08	0.10
米本南保育園	0.07	0.07	0.05	0.05
米本南小学校	0.09	0.10	0.08	0.08
もえぎの公園	0.12	0.13	0.10	0.10
ゆりのき台保育園	0.09	0.09	0.11	0.12
萱田南小学校	0.11	0.12	0.11	0.12
飯綱近隣公園	0.11	0.11	0.09	0.10
八千代市役所	0.08	0.09	0.09	0.08
緑が丘はぐみの杜保育園	0.09	0.09	0.07	0.07
東高津中学校	0.10	0.11	0.10	0.10
高津運動公園	0.10	0.11	0.09	0.09
村上北保育園	0.08	0.08	0.06	0.06
村上北小学校	0.10	0.09	0.08	0.09
村上中央公園	0.11	0.11	0.10	0.10
茶々おわだみなみ保育園	0.11	0.11	0.11	0.11
八千代中学校	0.08	0.08	-	-
八千代台近隣公園	0.09	0.09	0.09	0.09
勝田台南小学校	0.08	0.08	0.06	0.06
勝田台中学校	0.10	0.10	0.08	0.08
梵天塚公園	0.11	0.11	0.08	0.08

放射線量測定を実施しています。26年度は、第五期自主空間放射線量測定計画を策定し、定点測定と詳細測定を実施しました。その結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上が測定された地点はありませんでした。詳しい結果は市ホームページをご覧ください。

■定点測定
前年度までに実施した定点測定箇所22施設について、時間の経過に伴う除染効果の推移やウエザリング効果の状況を把握するために、空間放射線量の測定を施設ごとに5地点ずつ、2回実施しました。※測定値は5地点の平均値で、単位はマイクロシーベルト/時。八千代中学校は耐震工事のため11月の測定はできませんでした。